

別添 2

再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託
2 浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」改定業務
仕 様 書

令和 5 年 1 月

浜 田 市

再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託
2 浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」改定業務 仕様書

1. 業務名

- 再エネの最大限導入のための計画づくり事業 業務委託
- 2 浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」改定業務

2. 業務の目的

浜田市では、2022年9月「浜田市2050年ゼロカーボンシティ表明」を行い、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組むこととしている。その実現のためには、再エネの最大限導入のための計画づくりが大切であり、浜田市地球温暖化対策実行計画の改定も必要となる。そして、環境省の地域脱炭素移行・再エネ交付金事業への応募も検討しなければならない。

これらのことを視野に入れた上で、浜田市が事業者としての活動による温室効果ガスの現状分析や国の目標と合致した削減目標を設定し、目標達成のための施策や体制等を検討すると共に、それらを実施するための浜田市地球温暖化対策実行計画「事務事業編」を改定する事業とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年2月15日(木)まで

4. 委託金額

① 総額：4,900,000円以内
(消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額)

② 条件

本事業は、令和5年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、令和5年度当初予算の成立及び、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を前提に行う行為となる。

したがって、本業務委託における予算の不成立又は、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」が不採択となった場合には、本公募型プロポーザルによる業務委託契約を締結することなく中止する場合がある。

5. 業務内容

概要は次のとおりとするが、詳細は契約の相手方と協議の上決定する。

(1) 基本的事項の整理

実行計画の策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、上位計画や関連計画との位置付けについて整理・検討する。

(2) 基礎情報の収集・現状分析

温室効果ガスの排出量算定に必要な活動区分の整理及び各公共施設における活動量を把握すると共に、温室効果ガス総排出量算定を行う。また、市有森林による二酸化炭素吸収

量も把握する。

(3) **温室効果ガス算定方法の確定**

本市が現在使用している温室効果ガス排出量を計算しているシステムについて、検証すると共に必要な見直しと提案・協議を行い、より利便性が向上するシステムに置き換えるものとする。

(4) **温室効果ガス削減目標の検討**

国の地球温暖化対策実行計画と比べ遜色ない削減目標を設定する。削減目標を提案する際には、現状の事務事業編で示している削減ポテンシャルの深掘りや新たな削減ポテンシャルを調査・検討して削減目標を検討する。

(5) **省エネ診断**

市の施設の中から協議の上、3 施設程度の省エネ診断を行い、適用可能な省エネルギー手法の検討や費用対効果を含めた再生可能エネルギーの導入を提案する。

(6) **目標達成に向けた具体的施策の検討**

本計画で掲げる温室効果ガスの削減目標を達成するために、二酸化炭素の削減効果、費用対効果、相乗効果等を踏まえた上で優先順位を整理し、具体的な施策や実施体制を提案する。

(7) **進捗管理体制と職員研修**

本計画の内容を実施・検証・評価・改善する体制を検討・整理すると共に、全庁的な取り組みとするための職員研修を実施して意識の共有と実施体制を整える。

6. 成果物・納期納品場所

(1) **成果物**

- ① 本業務の調査結果報告書：本書 2 部、概要版（4 頁）2 部
- ② 本業務の調査結果報告書の電子データ (CD-R)
- ③ 本業務の調査関連データ (CD-R)
- ④ 設定した目標の進捗確認に必要なツール及び算定マニュアル
- ⑤ その他市担当者が指定するもの

(2) **納期**

令和 6 年 2 月 15 日 (木) まで

(3) **納品場所**

島根県浜田市殿町 1 番地

浜田市 市民生活部 環境課 カーボンニュートラル推進室

7. その他、業務遂行上の留意点

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成のためより効率的、効果的な本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、逐次、環境課カーボンニュートラル推進室と打ち合わせを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。
- (6) 企画提案書等の取り扱いについて
 - ① 市に提出された企画提案書等について、業務を受託した事業者又はその著作者はその内容の全部または一部を本市が無償で使用(複製、転記、転写又は修正)することに同意するものとする。
 - ② 市に提出された企画提案書等の所有権は、本市に無償で移転するものとする。
- (7) 成果物の著作権等について
 - ① 本事業の一切の成果物に関するすべての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)は、納品を行った時点で本市に移転するものとする。
 - ② 本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。
- (8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複写又は、漏洩してはならない。
- (9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (10) 業務に必要な資料及びデータ等で浜田市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。

—以上—